

社会福祉法人 誠和福祉会

役員報酬規程

社会福祉法人 誠和福祉会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠和福祉会定款（以下、「定款」という。）第21条役員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における役員とは、定款第15条に規定する役員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 理事に対する報酬等の支給は、次のとおりとする。

- 1 定款第15条第1項の理事及び監事には報酬等は支給しないものとする。
- 2 定款第15条第2項の理事長及び第3項の顧問には、報酬等を支給するものとする。

(理事長・顧問の報酬)

第4条 理事長の受ける報酬は、給料、通勤手当、期末手当とする。

- 2 顧問の受ける報酬は、給料のみとする。

(報酬の額)

第5条 理事長及び顧問の給料の総額は、年額1千5百万円以内とする。

(諸手当の額)

第6条 理事長の受ける諸手当の額については、社会福祉法人誠和福祉会給与規程の適用を受ける職員（以下、「職員」という。）の例によるものとする。

(退職手当)

第7条 理事長及び顧問が、その職を退いた場合の退職手当は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第8条 理事長及び顧問の報酬の支給方法は、職員の例によるものとする。

附則

- 1 前役員報酬規程は廃止する。
- 2 この規程は、平成30年7月1日より施行する。